

带状疱疹定期予防接種についてお知らせ

＜期間＞令和 7 年 4 月 1 日(火)～令和 8 年 3 月 31 日(火)

＜対象者＞

- ① 年度内に 65 歳以上 5 歳刻みの年齢(65, 70, 75, 80, 85, 90, 95, 100 歳)になる方
- ② 100 歳以上の方(令和 7 年度のみ)
- ③ 60 歳～64 歳で免疫機能に身体障害 1 級の障害を有するもの

＜ワクチン＞

生ワクチン:「ビゲン」(阪大微生物研究所)→1 回接種 自己負担 4000 円/回

不活化ワクチン:「シングリックス筋注用」(グラクソ・スミスクライン社)→2 回接種
自己負担 10,000 円/回

※生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者は全額免除

※市民税非課税世帯の方は半額免除

(生ワクチン→2000 円/回、不活化ワクチン→5,000 円/回)

令和 7 年度に対象となる方の生年月日

65歳になる方→昭和 35 年 4 月 2 日から昭和 36 年 4 月 1 日生まれの方

70歳になる方→昭和 30 年 4 月 2 日から昭和 31 年 4 月 1 日生まれの方

75歳になる方→昭和 25 年 4 月 2 日から昭和 26 年 4 月 1 日生まれの方

80歳になる方→昭和 20 年 4 月 2 日から昭和 21 年 4 月 1 日生まれの方

85歳になる方→昭和 15 年 4 月 2 日から昭和 16 年 4 月 1 日生まれの方

90歳になる方→昭和 10 年 4 月 2 日から昭和 11 年 4 月 1 日生まれの方

95歳になる方→昭和 5 年 4 月 2 日から昭和 6 年 4 月 1 日生まれの方

100歳になる方→大正 15 年 4 月 1 日以前生まれの方

※対象者の(65 歳以上 5 歳刻みの方)は定期接種開始時の 5 年間(令和 7 年度から令和 11 年度)の経過措置です。終了後は「65 歳の方及び 60 歳～64 歳で免疫機能に身体障害 1 級の障害のある方」のみとなる予定です。

今年あなたは対象者？ 確認しましょう！

今年度から始まる、帯状疱疹の定期予防接種は、**65 歳以上**が対象です。

自分が **65 歳・70 歳・75 歳**・・・となる年度のみとなります。

また **100 歳以上**の方は今年度のみが対象者です。

この機会を逃すと予防接種を希望する場合自費で打つこととなります。

詳しくは**お知らせ**を確認して、診療所職員にお尋ねください。

なお、千葉市からは対象者に個別の案内や予診票は送付されません。